

山村境界基本調査作業規程準則運用基準 (新旧対照表)

新	旧
<p>山村境界基本調査作業規程準則運用基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 計画(第四条・第五条)</p> <p>第三章 現地調査(第六条—第九条)</p> <p>第四章 山村境界基本測量</p> <p>第一節 総則(第十条—第十五条)</p> <p>第二節 山村境界基本三角測量(第十六条—第二十条)</p> <p>第三節 山村境界基本多角測量(第二十一条—第二十五条)</p> <p>第四節 山村境界基本細部測量(第二十六条—第三十条)</p> <p>第五節 山村境界基本調査点測量(第三十一条—第三十四条)</p> <p>第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成(第三十五条)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的) 準則第一条</p> <p>第一条 地籍基本調査における山村境界基本調査にかかる山村境界基本調査作業規程準則(以下「準則」という。)の運用については、この運用基準に定めるところによる。</p> <p>(趣旨の普及) 準則第三条</p> <p>第二条 山村境界基本調査を行う者は、当該調査についての理解を得るため、現地調査の実施にあたり、調査地域の市町村に対し、行政の広報等による地域住民への周知を依頼するものとする。</p>	<p>山村境界基本調査作業規程準則運用基準</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第三条)</p> <p>第二章 計画(第四条・第五条)</p> <p>第三章 現地調査(第六条—第九条)</p> <p>第四章 山村境界基本測量</p> <p>第一節 総則(第十条—第十五条)</p> <p>第二節 山村境界基本三角測量(第十六条—第二十条)</p> <p>第三節 山村境界基本多角測量(第二十一条—第二十五条)</p> <p>第四節 山村境界基本細部測量(第二十六条—第三十条)</p> <p>第五節 山村境界基本調査点測量(第三十一条—第三十四条)</p> <p>第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成(第三十五条)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的) 準則第一条</p> <p>第一条 地籍基本調査における山村境界基本調査にかかる山村境界基本調査作業規程準則(以下「準則」という。)の運用については、この運用基準に定めるところによる。</p> <p>(趣旨の普及) 準則第三条</p> <p>第二条 山村境界基本調査を行う者は、当該調査についての理解を得るため、現地調査の実施にあたり、調査地域の市町村に対し、行政の広報等による地域住民への周知を依頼するものとする。</p>

(管理及び検査) 準則第六条

第三条 山村境界基本調査の管理及び検査は、「山村境界基本調査工程管理及び検査規程」(平成25年4月3日付け国土籍第10号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)に基づいて行うものとする。

第二章 計画

(作業計画の作成) 準則第十一条

第四条 山村境界基本調査を行う者は、当該調査の作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成するものとする。

(作業進行予定表の作成) 準則第十一条

第五条 山村境界基本調査を行う者は、作業計画に基づき、作業進行予定表を作成して作業を行うものとする。

第三章 現地調査

(資料収集) 準則第十二条

第六条 現地調査に当たっては、公図、森林計画図、市町村保存の地図、空中写真等調査に必要な資料を収集するものとする。

2 収集した資料は、資料ごとにその履歴、作成年度、縮尺、表示事項等の内容を整理するものとする。

(現地調査図素図の作成) 準則第十二条

第七条 現地調査図素図は、現地作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成

(管理及び検査) 準則第六条

第三条 山村境界基本調査の管理及び検査は、「山村境界基本調査工程管理及び検査規程」(平成25年4月3日付け国土籍第10号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)に基づいて行うものとする。

第二章 計画

(作業計画の作成) 準則第十一条

第四条 山村境界基本調査を行う者は、当該調査の作業着手前に、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を作成するものとする。

(作業進行予定表の作成) 準則第十一条

第五条 山村境界基本調査を行う者は、作業計画に基づき、作業進行予定表を作成して作業を行うものとする。

第三章 現地調査

(資料収集) 準則第十二条

第六条 現地調査に当たっては、公図、森林計画図、市町村保存の地図、空中写真等調査に必要な資料を収集するものとする。

2 収集した資料は、資料ごとにその履歴、作成年度、縮尺、表示事項等の内容を整理するものとする。

(現地調査図素図の作成) 準則第十二条

第七条 現地調査図素図は、現地作業に適した大きさのものとし、一筆の図形内に修正事項が記載できるスペース等を勘案して適宜の大きさに区分して作成

するものとする。

- 2 公図の全部又は一部が滅失等の場合における現地調査図素図の作成については、森林計画図、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。
- 3 現地調査図素図の表示については、「地籍調査図素図表示例」(昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。
- 4 分筆登記等により地積測量図が備え付けられている場合は、その写しにより確認するものとする。

(関係機関との調整) 準則第十三条

第八条 現地調査に当たっては、調査に関係する諸官庁(地方法務局、長狭物管理部署、国有地管理部署、市町村の普通財産管理部署等)に対し、調査への協力要請とともに、密接な連絡調整に努めるものとする。

- 2 公図の全部又は一部が滅失等の場合における現地調査図素図の作成に当たっては、管轄登記所と必要に応じて事前に協議するものとする。
- 3 現地調査時の現地精通者等の証言及び現況情報は、山村調査票に記録するものとする。

(山村境界基本調査点の調査) 準則第十三条

第九条 隣接する筆が同一所有者の場合は、同一所有者内の山村境界基本調査点の調査は省略する。この場合、現地調査図素図には、代表地番を残して表示するものとする。

第四章 山村境界基本測量

第一節 総則

するものとする。

- 2 公図の全部又は一部が滅失等の場合における現地調査図素図の作成については、森林計画図、市町村保存の地図、空中写真その他の資料に基づいて行うものとする。
- 3 現地調査図素図の表示については、「地籍調査図素図表示例」(昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)に基づいて行うものとする。
- 4 分筆登記等により地積測量図が備え付けられている場合は、その写しにより確認するものとする。

(関係機関との調整) 準則第十三条

第八条 現地調査に当たっては、調査に関係する諸官庁(地方法務局、長狭物管理部署、国有地管理部署、市町村の普通財産管理部署等)に対し、調査への協力要請とともに、密接な連絡調整に努めるものとする。

- 2 公図の全部又は一部が滅失等の場合における現地調査図素図の作成に当たっては、管轄登記所と必要に応じて事前に協議するものとする。
- 3 現地調査時の現地精通者等の証言及び現況情報は、山村調査票に記録するものとする。

(山村境界基本調査点の調査) 準則第十三条

第九条 隣接する筆が同一所有者の場合は、同一所有者内の山村境界基本調査点の調査は省略する。この場合、現地調査図素図には、代表地番を残して表示するものとする。

第四章 山村境界基本測量

第一節 総則

(器械及び器材) 準則第十四条

第十条 山村境界基本測量に用いる器械及び器材は、別表第1に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。

3 前項の点検は、「地籍測量に用いる器械の点検要領」(平成23年12月27日付け国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)に基づいて行うものとする。

(記録及び成果) 準則第十四条

第十一条 山村境界基本測量における作業の記録及び成果は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

(同等以上の精度を有する基準点) 準則第十五条

第十二条 作業規程第十五条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第四十一条第一項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする

(基準点の精度) 準則第十五条

第十三条 1級基準点は、基準点(補助基準点を除く。)と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域以外に

(器械及び器材) 準則第十四条

第十条 山村境界基本測量に用いる器械及び器材は、別表第1に定める性能若しくは規格を有するもの又はこれらと同等以上のものでなければならない。

2 観測又は測定に用いる器械は、作業開始前に点検し、その性能に応ずる観測又は測定ができるように調整しておかなければならない。

3 前項の点検は、「地籍測量に用いる器械の点検要領」(平成23年12月27日付け国土籍第280号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)に基づいて行うものとする。

(記録及び成果) 準則第十四条

第十一条 山村境界基本測量における作業の記録及び成果は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項の記録及び成果における座標値及び標高は、別記計算式により求めるものとする。

(同等以上の精度を有する基準点) 準則第十五条

第十二条 作業規程第十五条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第四十一条第一項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

(基準点の精度) 準則第十五条

第十三条 1級基準点は、基準点(補助基準点を除く。)と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。

2 2級基準点、街区三角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域以外に

おけるもの)は、1次の山村境界基本三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域におけるもの)は、1次の山村境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

4 4級基準点は、2次の山村境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(山村境界基本調査基準点等の密度) 準則第十九条

第十四条 山村境界基本調査基準点等の密度の標準は、別表第3に定めるところによるものとする。

(標識の規格) 準則第二十条

第十五条 山村境界基本調査基準点等の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

## 第二節 山村境界基本三角測量

(山村境界基本三角測量の方法) 準則第二十一条

第十六条 山村境界基本三角測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法(以下「TS法」という。)又はGNSS(GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称)測量機を用いる測量方法(以下「GNSS法」という。)により行うものとする。

おけるもの)は、1次の山村境界基本三角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。

3 3級基準点、街区多角点及び補助基準点(主として宅地が占める地域におけるもの)は、1次の山村境界基本多角点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。

4 4級基準点は、1次の山村境界基本細部点と同等なものとして取り扱う。国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、又は同条第五項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

(山村境界基本調査基準点等の密度) 準則第十九条

第十四条 山村境界基本調査基準点等の密度の標準は、別表第3に定めるところによるものとする。

(標識の規格) 準則第二十条

第十五条 山村境界基本調査基準点等の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

## 第二節 山村境界基本三角測量

(山村境界基本三角測量の方法) 準則第二十一条

第十六条 山村境界基本三角測量は、トータルステーションを用いる測量方法、セオドライト及び測距儀を用いる測量方法(以下「TS法」という。)又はGNSS(GPS、GLONASS及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムの総称)測量機を用いる測量方法(以下「GNSS法」という。)により行うものとする。

(多角路線) 準則第二十三条

第十七条 山村境界基本三角測量における多角網は、基準点等(補助基準点を除く。) 又は山村境界基本三角点を与点とした1次の多角路線で構成することとする。

(削除)

2 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 $n$ は新点数とし、 $[ ]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。

3 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする。

4 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 与点から与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線(以下「多角路線」という。)の長さは、以下のとおりとする。

一 TS法による場合は、2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあっては3.0キロメートル以下を標準とする。

二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、この限りでない。

(多角路線) 準則第二十三条

第十七条 山村境界基本三角測量における多角網は、基準点等(補助基準点を除く。)を与点とした1次の多角路線で構成すること を標準とする。

2 山村境界基本三角点を与点とした場合の多角路線の次数は、GNSS法による場合を除き、与点の最大次数に1次を加えるものとする。

3 多角網に必要な与点の数は、次の式により算出した値以上とする。ただし、 $n$ は新点数とし、 $[ ]$ の中の計算終了時の小数部は切り上げるものとする。

$$[n/5] + 2$$

なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。

4 地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は、2点とする。

5 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

6 与点から与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線(以下「多角路線」という。)の長さは、以下のとおりとする。

一 TS法による場合は、3.0キロメートル以内を標準とする。ただし、2次の多角路線及び単路線にあっては2.5キロメートル以内、3次の多角路線にあっては1.5キロメートル以内を標準とする。

二 GNSS法による場合は、5.0キロメートル以内を標準とする。ただし、電子基準点のみを与点とする場合は、における与点から交点までの路線の長さは除く。

6 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合であっても100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は1000メートルを標準とする。

7 同一の多角路線に属する新点の数は、8点以下とする。ただし、2次の多角路線及び単路線にあつては9点以下とする。

(削除)

8 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。

(縮尺) 準則第二十四条

第十八条 山村境界基本三角点選点図及び山村境界基本三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格) 準則第二十五条

第十九条 山村境界基本三角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真に記録するものとする。

7 同一の多角路線に属する測点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートルより短い距離はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合であっても100メートルより短い距離は避けるものとする。

8 同一の多角路線に属する測点の数は、12点以内とする。ただし、2次の多角路線及び単路線にあつては9点以内、3次の多角路線にあつては7点以内とする。

9 GNSS法により山村境界基本三角点を設置する場合には、多角網に含まれる山村境界基本三角点等又は近隣の山村境界基本三角点等との視通の確保に努めるものとする。

10 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の山村境界基本三角点等との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。

(縮尺) 準則第二十四条

第十八条 山村境界基本三角点選点図及び山村境界基本三角点網図の縮尺は、2万5千分の1、1万分の1又は5千分の1とする。

(標識の規格) 準則第二十五条

第十九条 山村境界基本三角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、保護石、表示板等を設置するように努めるものとし、その設置状況を写真に記録するものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第二十六条

第二十条 山村境界基本三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第5に定めるところによるものとする。

3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第6に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。

4 山村境界基本三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第7に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。

5 山村境界基本三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第8に定める数値を用いて計算するものとする。

(削除)

6 観測、測定及び計算結果が別表第5及び別表第7に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第二十六条

第二十条 山村境界基本三角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度、基線ベクトル及び高低差について行うものとする。

2 前項における観測及び測定の方法は、別表第5に定めるところによるものとする。

3 前項の観測及び測定において偏心がある場合には、別表第6に定めるところにより偏心要素を測定するものとする。この場合において、偏心距離は、測定距離の6分の1未満でなければならない。

4 山村境界基本三角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第7に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。

5 山村境界基本三角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第8に定める数値を用いて計算するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、TS法の場合の単路線による山村境界基本三角点の座標値及び標高は、方向角の閉合差を測点数、座標及び標高の閉合差を測点間距離に比例して配布の上求めることができるものとする。

7 観測、測定及び計算結果が別表第5及び別表第7に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

7 山村境界基本三角測量を行った場合は、別表第9に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

8 前項の点検測量における点検の数量は、TS法による場合には新設した山村境界基本三角点数の10%以上（小数部切り上げ）、GNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上（小数部切り上げ）とする。

### 第三節 山村境界基本多角測量

（山村境界基本多角測量の方法） 準則第二十七条

第二十一条 山村境界基本多角測量はGNSS法又はTS法により行うものとする。

2 山村境界基本多角測量により決定された節点は、2次の山村境界基本多角点とすることができる。

（多角路線） 準則第二十九条

第二十二条 山村境界基本多角測量における多角網は、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を与点とした1次の多角路線で構成することを原則とする。なお、GNSS法により実施する場合は、電子基準点のみを与点とすることができる。

2 山村境界基本多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点の与点を1/2以上含む場合は、与点とした山村境界基本多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。

3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

8 山村境界基本三角測量を行った場合は、別表第9に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

9 前項の点検測量における点検の数量は、山村境界基本三角点の新設点数に10%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

### 第三節 山村境界基本多角測量

（山村境界基本多角測量の方法） 準則第二十七条

第二十一条 山村境界基本多角測量はGNSS法又はTS法により行うものとする。

（新規）

（多角路線） 準則第二十九条

第二十二条 山村境界基本多角測量における多角網は、山村境界基本三角点等を与点とした1次の多角路線で構成することを標準とする。

2 山村境界基本多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場合で、かつ、山村境界基本三角点等の与点を1/2以上含む場合は、与点とした山村境界基本多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。

3 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

4 電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。なお、単路線に必要な与点の数は、作業地域に最も近い電子基準点2点とする。

5 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

6 多角路線の長さは、電子基準点のみを与点とする場合の与点から交点までの路線の長さを除き、1.5キロメートル以下を標準とする。ただし、2次及び3次の多角路線にあつては、1.0キロメートル以下を標準とする。

7 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートル以下はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあつても10メートル以上とする。

8 同一の多角路線に属する新点の数は、1次の多角路線（単路線を含む。以下この項において同じ。）にあつては50点以下、2次の多角路線にあつては30点以下とする。

(第1項末尾へ移動)

(第4項へ移動)

9 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに、周辺の山村境界基本調査基準点等との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。

(縮尺) 準則第三十条

(第9項から移動)

4 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。

5 多角路線の長さは、電子基準点のみを与点とする場合の与点から交点までの路線の長さを除き、1.5キロメートル以内を標準とする。ただし、2次及び3次の多角路線にあつては、1.0キロメートル以内を標準とする。

6 同一の多角路線に属する測点間の距離は、なるべく等しく、かつ、30メートルより短い距離はなるべく避け、見通し障害等によりやむを得ない場合にあつても10メートルより短い距離は避けるものとする。

7 同一の多角路線に属する測点の数は、1次の多角路線（単路線を含む。以下この項において同じ。）にあつては50点以内、2次の多角路線にあつては30点以内、3次の多角路線にあつては20点以内とする。

8 当該山村基本測量の精度区分が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）別表第4に定める乙二及び乙三の地域において、GNSS法により実施する場合は、電子基準点のみを与点とすることができる。

9 前項の場合における山村境界基本多角測量に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点2点以上とする。

10 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で行った場合は、周辺の山村境界基本調査基準点等との整合を図るものとする。

(縮尺) 準則第三十条

第二十三条 山村境界基本多角点選点図及び山村境界基本多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

(標識の規格) 準則第三十一条

第二十四条 山村境界基本多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、山村境界基本多角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

- 2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真に記録するものとする。
- 3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するよう努めるものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第三十二条

第二十五条 山村境界基本多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

- 2 前項における観測及び測定の方法は、別表第10に定めるところによるものとする。
- 3 山村境界基本多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第11に定めるところによるものとする。なお、電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。
- 4 山村境界基本多角点の座標値及び標高は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを原則とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第12に定める数値を用いて計算するものとする。

第二十三条 山村境界基本多角点選点図及び山村境界基本多角点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1又は2千5百分の1とする。

(標識の規格) 準則第三十一条

第二十四条 山村境界基本多角点は、永久的な標識を設置するように努めるものとし、山村境界基本多角点の標識の規格は、別表第4に定めるところによるものとする。

- 2 前項の標識については、滅失、破損等の防止及び後続の測定の容易化を図るため、その設置状況を写真に記録するものとする。
- 3 前項により記録した標識の写真は、フィルム又は電子データとして保存し管理するものとする。

(観測、測定及び計算) 準則第三十二条

第二十五条 山村境界基本多角測量における観測及び測定は、必要に応じて、水平角、鉛直角、器械高、目標の視準高、距離、気圧、温度及び基線ベクトルについて行うものとする。

- 2 前項における観測及び測定の方法は、別表第10に定めるところによるものとする。
- 3 山村境界基本多角測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第11に定めるところによるものとする。
- 4 山村境界基本多角点の座標値及び標高は、第二十条第5項の規定を準用して求めるものとする。ただし、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第12に定める数値を用いて計算するものとする。なお、標高については必要に応じて求めるものとする。

5 山村境界基本多角測量においては、標高の計算を省略することができるものとする。

6 観測、測定及び計算結果が別表第10及び別表第11に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

7 山村境界基本多角測量を行った場合は、別表第13に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

8 前項の点検測量における点検の数量は、新設した山村境界基本多角点数の5%以上（小数部切り上げ）とする。

#### 第四節 山村境界基本細部測量

（山村境界基本細部測量の方法） 準則第三十三条

第二十六条 山村境界基本細部測量は、GNSS法又はTS法により行うものとする。

（山村境界基本細部点等の密度） 準則第三十四条

第二十七条 山村境界基本細部点等の密度の標準は、別表第14に定めるところによるものとする。

2 山村境界基本細部点の選定の結果は、山村境界基本細部点選点図に取りまとめるものとする。なお、山村境界基本多角点選点図を兼用して取りまとめることを妨げない

（多角測量法による山村境界基本細部測量） 準則第三十五条

第二十八条 山村境界基本細部多角点を与点とした場合の多角路線の次数は、与点の最大次数に1次を加えるものとする。ただし、厳密網平均計算を行った場

(新規)

5 観測、測定及び計算結果が別表第10及び別表第11に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

6 山村境界基本多角測量を行った場合は、別表第13に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

7 前項の点検測量における点検の数量は、山村境界基本多角点の新設点数に5%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

#### 第四節 山村境界基本細部測量

（山村境界基本細部測量の方法） 準則第三十三条

第二十六条 山村境界基本細部測量は、GNSS法、TS法又はデジタル方位距離計を用いる測量方法（以下「デジタル方位距離計法」という。）により行うものとする。

（山村境界基本細部点等の密度） 準則第三十四条

第二十七条 山村境界基本細部点等の密度の標準は、別表第14に定めるところによるものとする。

(新規)

（多角測量法による山村境界基本細部測量） 準則第三十五条

第二十八条 (新規)

合で、かつ、与点数のうち山村境界基本多角点等を1／2以上含む場合は、与点とした山村境界基本多角点の最大次数をもって多角路線の次数とすることができる。

2 多角網に必要な与点の数は、3点以上とし、単路線に必要な与点の数は、2点とする。

3 多角測量法による細部図根測量の多角路線の長さは、1.0キロメートル以下を標準とする。ただし、閉合路線を形成する路線の長さは、200メートル以下を標準とする。

4 同一の多角路線に属する新点の数は、50点以下を標準とする。

5 多角測量法による山村境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第15に定めるところによるものとする。

6 多角測量法による山村境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第16に定めるところによるものとする。

7 山村境界基本細部多角点の座標値は、TS法の場合には厳密網平均計算により求めることを標準とし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第17に定める数値を用いて計算するものとする。なお、簡易網平均計算による場合は、方向角の閉合差は測点数、座標値の閉合差は路線長に比例して配分するものとする。

8 観測、測定及び計算結果が別表第15及び別表第16に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

9 山村境界基本細部測量を行った場合は、別表第18に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

(新規)

多角測量法による山村境界基本細部測量の多角路線の長さは、1.0キロメートル以内を標準とする。ただし、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線の長さは0.5キロメートル以内とし、同一の多角路線に属する測点間の距離は、5メートル以上25メートル以内、同一の多角路線に属する測点の数は20点以内とする。

(新規)

2 多角測量法による山村境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第15に定めるところによるものとする。

3 多角測量法による山村境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第16に定めるところによるものとする。

4 山村境界基本細部多角点の座標値は、TS法の場合には厳密網平均計算又は簡易網平均計算により求めるものとし、GNSS法による場合にはジオイド・モデルを使用する三次元網平均計算により求めるものとする。この場合において、厳密網平均計算又は三次元網平均計算に用いる重量は、別表第17に定める数値を用いて計算するものとし、簡易網平均計算における方向角の閉合差は測点数、座標及び標高の閉合差は路線長に比例して配布するものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第15及び別表第16に定める制限を超えた場合は、再測をしなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

6 山村境界基本細部測量を行った場合は、別表第18に定めるところにより点検測量を行わなければならない。

10 前項の点検測量における点検の数量は、新設した山村境界基本細部点数の2%以上（小数部切り上げ）とする。

（放射法による山村境界基本細部測量） 準則第三十六条

第二十九条 放射法による山村境界基本細部測量は、1次の山村境界基本細部多角点等を与点として行うことを原則とする。ただし、山村境界基本細部多角測量を省略した場合は、2次の山村境界基本細部多角点等を与点とすることができる。

2 開放多角路線で設置した節点は、山村境界基本細部放射点とすることができるものとする。

3 放射法による山村境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第19に定めるところによるものとする。

4 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する山村境界基本細部多角点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた山村境界基本細部多角点等を基準方向とする。

5 放射法による山村境界基本細部測量における与点から山村境界基本細部放射点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

6 あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は、基線ベクトルの観測を、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

7 前項の点検における観測及び測定は、第二十八条第2項を準用して行うものとし、点検の較差の標準は別表第20によるものとする。

(削除)

7 前項の点検測量における点検の数量は、山村境界基本細部点の新設点数に2%を乗じて算出した数（小数部切り上げ）とする。

（放射法による山村境界基本細部測量） 準則第三十六条

第二十九条 (新規)

(新規)

放射法による山村境界基本細部測量における観測及び測定の方法は、別表第19に定めるところによるものとする。

(新規)

(新規)

2 あらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等との夾角の観測を、GNSS法による場合は、基線ベクトルの観測を、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

3 前項の点検における観測及び測定は、第二十八条第2項を準用して行うものとし、点検の較差の標準は別表第20によるものとする。

4 第1項においてTS法による場合は、与点と基準方向とした山村境界基本細部点等の距離は、1次にあつては基準方向の距離より、2次にあつては1次の

8 放射法による山村境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第21に定めるところによるものとする。

9 観測、測定及び計算結果が別表第19、別表第20及び別表第21に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

10 山村境界基本細部放射点の10パーセント以上については、他の山村境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の山村境界基本細部多角点等への取付観測により点検を行い、その座標値の較差が別表第22の制限内にあれば、最初に求めた位置を採用する。ただし、見通し障害等により他の山村境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の山村境界基本細部多角点等への取付観測ができない場合には、別表第13に定めるところにより点検測量を行うものとする。

11 開放路線により求めた山村境界基本細部放射点については、別表第13に定めるところにより全数において点検測量を行わなければならない。

(縮尺) 準則第三十八条

第三十条 山村境界基本細部点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

第五節 山村境界基本調査点測量

(山村境界基本調査点測量の方法) 準則第三十九条

第三十一条 放射法又は多角測量法による山村境界基本調査点測量は、GNSS法、TS法又はデジタル方位距離計法により行うものとする。

2 単点観測法による山村境界基本調査点測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法(以下「ネットワーク型RTK法」という。)又はDGPS測量機を

距離より短くしなければならない。

5 放射法による山村境界基本細部測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第21に定めるところによるものとする。

6 観測、測定及び計算結果が別表第19、別表第20及び別表第21に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

7 放射法により求めた山村境界基本細部点の概ね10パーセントについては、他の山村境界基本細部多角点等からの同一方法の観測又は当該点から他の山村境界基本細部多角点等への取付観測により点検を行い、その座標値の較差が別表第22の制限内にあれば、最初に求めた位置を採用する。

(新規)

(縮尺) 準則第三十八条

第三十条 山村境界基本細部点網図の縮尺は、1万分の1、5千分の1、2千5百分の1又は千分の1とする。

第五節 山村境界基本調査点測量

(山村境界基本調査点測量の方法) 準則第三十九条

第三十一条 放射法又は多角測量法による山村境界基本調査点測量は、GNSS法、TS法又はデジタル方位距離計法により行うものとする。

2 単点観測法による山村境界基本調査点測量は、ネットワーク型RTKによる測量方法(以下「ネットワーク型RTK法」という。)又はDGPS測量機を

用いる測量方法（以下「DGPS法」という。）により行うことができるものとする。

（多角測量法による山村境界基本調査点測量） 準則第四十一条

第三十二条 多角測量法による山村境界基本調査点測量における同一の多角路線の長さは、500メートル以下を標準とする。ただし、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線の長さは300メートル以下とし、同一の多角路線に属する測点間の距離は、5メートル以上25メートル以下、同一の多角路線に属する測点の数は20点以下とする。

- 2 多角測量法による山村境界基本調査点測量における観測及び測定の方法は、別表第23に定めるところによるものとする。
- 3 多角測量法による山村境界基本調査点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第24に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による山村境界基本調査点の座標値は、第二十八条第7項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第23及び別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

（放射法による山村境界基本調査点測量） 準則第四十二条

第三十三条 簡易網平均計算（定型網を除く）により求められた路線に属する山村境界基本細部点等を与点とする場合は、与点と同一の平均計算により求められた山村境界基本細部点等を基準方向とする。

- 2 放射法による山村境界基本調査点測量における与点から山村境界基本調査点又は山村境界基本調査補助点までの距離は、100メートル以下を標準とする。

用いる測量方法（以下「DGPS法」という。）により行うことができるものとする。

（多角測量法による山村境界基本調査点測量） 準則第四十一条

第三十二条 多角測量法による山村境界基本調査点測量における同一の多角路線の長さは、500メートル以内を標準とする。ただし、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線の長さは500メートル以内とし、同一の多角路線に属する測点間の距離は、5メートル以上25メートル以内、同一の多角路線に属する測点の数は20点以内とする。

- 2 多角測量法による山村境界基本調査点測量における観測及び測定の方法は、別表第23に定めるところによるものとする。
- 3 多角測量法による山村境界基本調査点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第24に定めるところによるものとする。
- 4 多角測量法による山村境界基本調査点の座標値は、第二十八条第4項の規定を準用して求めるものとする。
- 5 観測、測定及び計算結果が別表第23及び別表第24に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

（放射法による山村境界基本調査点測量） 準則第四十二条

第三十三条 （新規）

（新規）

3 放射法による山村境界基本調査点測量において、あらかじめ行う与点の点検測量は、T S法による場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等との夾角の観測を、G N S S法による場合は、基線ベクトルの観測を、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

4 前項の点検に当たっては、別表第25に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第26に定めるところによるものとする。

5 放射法等による山村境界基本調査点測量における観測及び測定の方法は、別表第25に定めるところによるものとする。

6 放射法等による山村境界基本調査点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第27に定めるところによるものとする。

7 観測、測定及び計算結果が別表第25、別表第26及び別表第27に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による山村境界基本調査点測量) 準則第四十三条

第三十四条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第28に定めるところによるものとする。

2 単点観測法による山村境界基本調査点における計算の単位及び計算値の制限は、別表第29に定めるところによるものとする。

3 単点観測法により得られた山村境界基本調査点と周辺の山村境界基本細部点等との整合性を確保するための山村境界基本細部点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。

4 ネットワーク型R T K法による整合性の確保は、ネットワーク型R T K法に

放射法による山村境界基本調査点測量において、あらかじめ行う与点の点検測量は、T S法による場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等との夾角の観測を、G N S S法による場合は、基線ベクトルの観測を、デジタル方位距離計法の場合は、同一の多角路線に属する他の山村境界基本細部点等までの距離の測定を行い、当該点の移動等の点検を行うものとする。

2 前項の点検に当たっては、別表第25に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第26に定めるところによるものとする。

3 放射法等による山村境界基本調査点測量における観測及び測定の方法は、別表第25に定めるところによるものとする。

4 放射法等による山村境界基本調査点測量における計算の単位及び計算値の制限は、別表第27に定めるところによるものとする。

5 観測、測定及び計算結果が別表第25、別表第26及び別表第27に定める制限を超えた場合は、再測しなければならない。なお、再測は、観測中の諸条件を吟味し、許容範囲を超えた原因を考慮して行うものとする。

(単点観測法による山村境界基本調査点測量) 準則第四十三条

第三十四条 単点観測法における観測及び測定の方法は、別表第28に定めるところによるものとする。

2 単点観測法による山村境界基本調査点における計算の単位及び計算値の制限は、別表第29に定めるところによるものとする。

3 単点観測法により得られた山村境界基本調査点と周辺の山村境界基本細部点等との整合性を確保するための山村境界基本細部点等の数は3点以上を標準とし、努めて当該地区の周辺を囲むように選点するものとする。

4 ネットワーク型R T K法による整合性の確保は、ネットワーク型R T K法に

より得られた山村境界基本細部点等の座標値と山村境界基本細部点等の成果値の比較により行うものとする。

5 前項により比較した座標値の較差が、別表第29に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において前項で比較した山村境界基本細部点等を与点として座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。

6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の山村境界基本調査点の座標値と与点とした山村境界基本細部点等以外の既設点の成果値による計算距離と、山村境界基本調査点から与点とした山村境界基本細部点等以外の既設点までの距離を単点観測法等の方法により求めた実測距離との比較により行うものとする。なお、点検数は1点以上とする。

7 前項により比較した距離の較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。

8 DGPS法による観測は、山村境界基本細部点等の観測を行いDGPS補正情報の質を確認した後に、山村境界基本調査点の観測を行うものとする。

9 前項により得られた山村境界基本細部点等の座標値と山村境界基本細部点等の成果値との較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、観測条件を変更し再度観測を行うものとする。

## 第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成

(原図の作成) 準則第四十七条

第三十五条 山村境界基本調査図原図は、自動製図機(プリンタ等)を用いて作成するものとする。

2 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令(平成23年国土交通省令第6号)に定めのない基準点の表示は次の各号に従い表示する

より得られた山村境界基本細部点等の座標値と山村境界基本細部点等の成果値の比較により行うものとする。

5 前項により比較した座標値の較差が、別表第29に定める制限を超過した場合は、平面直角座標系上において前項で比較した山村境界基本細部点等を与点として座標補正を行い水平位置の整合処理を行うものとする。なお、座標補正の変換手法は、ヘルマート変換を標準とする。

6 前項の場合における座標補正の点検は、座標補正後の山村境界基本調査点の座標値と与点とした山村境界基本細部点等の成果値による計算距離と、山村境界基本調査点から与点とした山村境界基本細部点等までの距離を単点観測法以外の法により求めた実測距離との比較により行うものとする。

7 前項により比較した距離の較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、水平位置の整合処理に用いた与点を変更し再度第5項による比較を行うものとする。

8 DGPS法による観測は、山村境界基本細部点等の観測を行いDGPS補正情報の質を確認した後に、山村境界基本調査点の観測を行うものとする。

9 前項により得られた山村境界基本細部点等の座標値と山村境界基本細部点等の成果値との較差が別表第29に定める制限を超過した場合は、観測条件を変更し再度観測を行うものとする。

## 第五章 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成

(原図の作成) 準則第四十七条

第三十五条 山村境界基本調査図原図は、自動製図機(プリンタ等)を用いて作成するものとする。

2 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令(平成23年国土交通省令第6号)に定めのない基準点の表示は次の各号に従い表示する

ものとする。

- 一 1級基準点は基準点（補助基準点を除く。）の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 二 2級基準点は地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 三 3級基準点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 四 4級基準点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。

ものとする。

- 一 1級基準点は基準点（補助基準点を除く。）の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち1級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 二 2級基準点は地籍図根三角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち2級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 三 3級基準点は地籍図根多角点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち3級基準点に相当するものについても、同様とする。
- 四 4級基準点は細部図根点の記号により表示する。国土調査法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された基準点のうち4級基準点に相当するものについても、同様とする。